

# 平成28年度 哲学堂・上高田庭球場利用団体の登録更新手続きについて

現在の庭球場の利用では会員番号の権利譲渡などによる団体登録時と当日の利用時の構成員が異なる事や、登録の代表者と連絡がつかないなどの問題が発生しています。これらの事もふまえ、より平等・公平な利用が可能となるよう条例に基づき団体の登録更新手続きを以下の通り実施致します。

## 登録更新手続き期間

平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日迄

上記期間以降も手続きは可能です。ただし、現登録カードが有効期限切れになりますのでご注意ください。

## 現登録カードの有効期限

平成 29 年 3 月 31 日まで

有効期限切れの方で、4月、5月の抽選に当選、または空き施設をご予約されているお客様は、当日のご利用は可能です。なお、予約システムへのログインおよび取消処理は可能ですが予約はできません。予約取消しはご自身でお願いします。

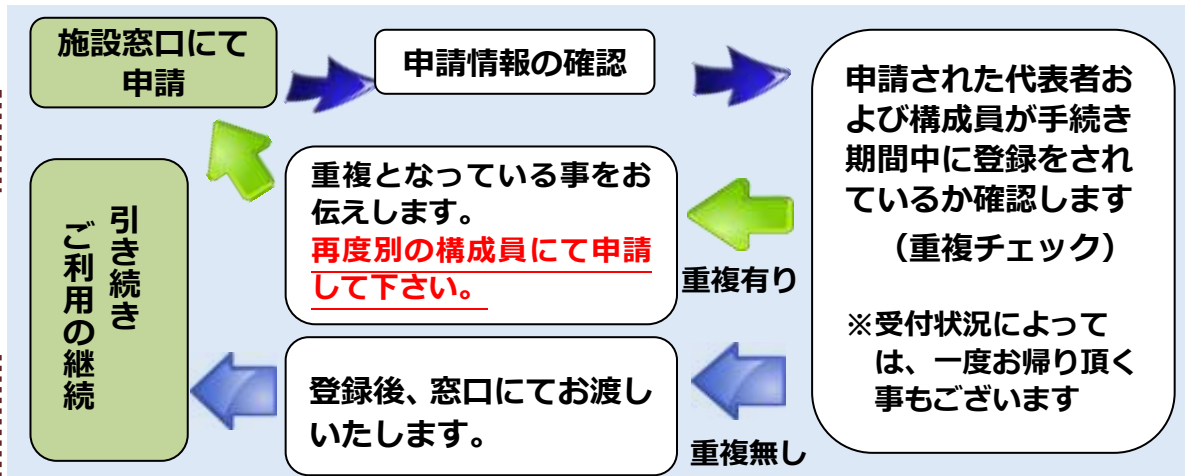
## 登録の区分

登録は以下の3区分になります

登録区分、条件、手続き等の詳細は別紙にてご確認ください

登録区分	抽選申込数 (両施設合わせて)	予約可能数 (抽選当選分含む)	申込みスケジュール
区民団体	6コマ (1日最大4コマ)	1ヶ月16コマ (1日最大4コマ)	【抽選申込み期間】 毎月10日～19日
在学団体	抽選申込み不可		【抽選日】 毎月20日    【結果確認】 毎月21日
一般団体			【抽選対象月の空き施設予約】 ■毎月21日9時より 区民・在学団体登録受付 ■毎月24日9時より 一般団体受付

## お手続きの流れ



## 登録時の注意点

下記の利用時の注意のとおり、利用当日に本人確認をいたします。急な予定(病気など含む)で登録者が来ることができない可能性がある方は、登録人数を増やすなどで調整をお願いします。

## 利用時の注意点

平成29年6月の利用時より、利用当日に窓口で手続きされる際に、登録時の代表者または登録構成員がいらっしゃるか、確認いたします。  
**(代表者もしくは構成員のうち1名の、ご本人確認証明書原本確認)**  
如何なる理由があっても、代表者または構成員の確認ができない場合は、登録者が不在として貸出しは行えません。

**登録受付施設(9時～17時まで) ※2、3月は土・日・祝休日のみ19時迄可。**

哲学堂公園管理事務所    中野区松が丘 1-34-28    TEL: 03-3951-2515  
上高田運動施設管理事務所    中野区上高田 5-6-1    TEL: 03-3385-8900

# 平成28年度 哲学堂・上高田庭球場利用団体の登録更新手続き (登録区分・条件・証明書について)

登録者と利用者が異なるなど利用権利の譲渡(条例違反)と見られる行為の防止と、より公平・平等な利用となるよう利用受付ルールを変更致します。  
6月の利用時より、当日のお支払い時は登録頂いた代表者もしくは構成員の方に、本人確認証明書(原本)をご提示いただきます。利用当日は、登録者以外の方の受付は如何なる理由があっても行えません。不在となる可能性があれば、予め登録人数を増やすなどで調整をお願いします。

## 登録の区分

## 登録に必要な人数と登録の条件

## 登録に必要な書類 ※有効期限内の下記書類で現住所、氏名、生年月日記載のもの

### 区民の団体

(抽選申込み可)

全員が、区内に

在住(※1)・在勤・在学(※2)の  
いずれかで構成する、

4名以上

(※1) 区内に在住する小学生以上

(※2) 区内の小・中・高校に通学する学生

※小学生～高校生が1名でもいる場合、  
代表者は、  
区内在住か在勤の20歳(高校生除く)以上  
で構成すること

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可

\*パスポート、健康保険証は、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要

ア. 区内 在住での証明

- 運転免許証 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真付き)
- パスポート のいずれか

イ. 区内 在勤での証明

- 上記証明書のいずれか と、●中野区内に事業所があることの在勤証明書(勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押印されたものただし、健康保険証で区内の事業所があることが分かる場合は、在勤証明書不要)

ウ. 区内 在学での証明

中野区外から中野区内にある小学・中学・高校に通う生徒

- 上記アの証明書のいずれか + ●生徒手帳 または在学証明書(生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受け可)

### 在学の団体

(抽選申込み不可)

※区内の専門学校・大学

区内の専門学校か大学に通学する、

4名以上

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可

中野区内にある専門学校、大学に通う学生

- 上記アの証明書のいずれか + ●学生証 または、在学証明書(学生証に住所・氏名・生年月日の記載があれば、学生証のみで受け可)

### 一般の団体

(抽選申込み不可)

区内・外問わず小学生以上の方  
で構成する、

4名以上

※代表者は18歳(高校生除く)以上で  
構成すること

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可

\*パスポート、健康保険証は、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要

- 運転免許証 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真付き)
- パスポート のいずれか

(学生証、生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、受け可)

## 登録時の注意事項

- ・今回の登録期間中に登録を行った以降、他の団体には登録はできません。(重複登録はできません)
- ・住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。
- ・公共料金支払い表などの住所が記載されたもの、デジタルでの写真提示は証明書として認めておりません。